○ 財務省告示第 285号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 7 年 10 月 10 日 に 発 行 した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年11月7日

財務大臣 片山 さつき

- 1 名称及び記号
- 利付国庫債券(5年)(第181回)
- 及びその条項
- 発 行 の 根 拠 法 律 特 別 会 計 に 関 す る 法 律(平 成 19 年 法 律 第 23 号)第 46 条 第 1 項 、第 47 条 第 1 項 及び第 62条第 1 項
- 振替法の適用等 3
- 社債、株式等の振替に関する法律(平成 13年法律第75号。以下「振替法」とい う。)の規定の適用を受けるものとし、 その振替機関は日本銀行とする。

発 行 方 法

価格を競争に付して行われる入札(以 下「価格競争入札」という。)による発 行(以下「価格競争入札発行」という。)、 価格競争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において定めら れた利率をその利率とし、価格競争入 札において募入の決定を受けた各申込 みの応募価格を募入額により加重平均 して得られる価格をその発行価格とす るものによる発行(以下「非競争入札発 行」という。)及び価格競争入札と同時 に行われる入札であって、財務大臣が 各国債市場特別参加者ごとに応募限度 額を定めるものによる発行(以下「国債 市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札 発行」という。)

- 募入決定の方法 5
  - (1) 価格競争入 札発行

各申込みのうち応募価格の高いものか らその応募額を順次割り当てる。

- (2)非競争入札 発 行
- 各申込みの応募額を案分により割り当 てる。
- (3)国債市場特 別参加者· 第Ⅰ非価格 競争入札発 行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度 額の範囲内において各申込みの応募額 を割り当てる。

## 発 行 額 6

(1) 札発行

価格競争入 額面金額で 1,873,400,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債 については、額面金額で 125,385,850,000 円、同法第 47条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で 1,441,965,550,000 円、同法第62条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債 については、額面金額 306,048,600,000 円

- (2)非競争入札 発 行
- 特別会計に関する法律第47条第1項の 規定に基づき発行した利付国債につい て、額面金額で700,000,000円
- (3)国債市場特 別参加者・ 第 I 非 価 格 競争入札発 行

特別会計に関する法律第47条第1項の 規定に基づき発行した利付国債につい て、額面金額で525,200,000,000円

## 払込金額

- (1) 価格競争入 1,879,227,960,000円 札発行
- 非競争入札 702,170,000円 (2)発 行

- 別参加者· 第I非価格 競争入札発 行
- (3) 国債市場特 526,828,120,000円
- 最低額面金額 8
- 50,000 円
- 振替単位 9

振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。

- 10 発行日
- 令和 7年 10月 10日
- 11 発行価格

(1) 価格競争入 額面金額 100円につき 100円 25銭以上 札発行のそれぞれの応募価格

(2)非 競 争 入 札 発行及び国 債市場特別 参加者 • 第 I非価格競 争入札発行

額面金額 100円につき 100円 31銭

12 利率

年 1.3%

13 経過利子の払込 4

募入決定の通知を受けた者は、払込金 額に加え、次の算式により算出した金 額を第 20 号に規定する期日に払い込 むものとする。

額面金額の総額×  $\frac{1.3}{100}$  ×  $\frac{20}{365}$ 

14 初期利子

令和8年3月20日を支払期とし、次の 算式により算出した金額を支払う。た だし、支払期が銀行休業日に当たると きは、その翌営業日に支払う(以下、次 号及び第 16 号において規定する期日 について同じ。)。

額 ×  $\frac{1.3}{100}$  ×  $\frac{1}{2}$ 額 面

15 第 2 期以後の利 毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期 子 とし、各支払期において、その日以前 6

月間に属する利子を支払う。

16 償還期限 令和 12 年 9 月 20 日

17 償還金額 額面金額 100円につき 100円

18 元利金支払場所 日本銀行

19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者